

添 付 意 見	処理方針・措置状況
<p>一般会計及び特別会計</p> <p>1 県退職者等の有効活用について</p> <p>職員が育児休業や長期の私傷病休暇等により欠けた場合、期限付任用職員や臨時的任用職員が配置されるが、業務に不慣れなこと等から職員配置の少ない部局の中には、業務の円滑な運営に支障を生じているところが見受けられた。</p> <p>については、県では今後県行政に精通した職員が大量に退職する予定であるので、各地域別に、退職職員の中から意欲のある者を募り、精通している業務ごとに登録しておき、一時的な業務増や疾病等で職員の欠けた場合等で、期限付任用職員や臨時的任用職員の配置では円滑な業務の運営に支障が生ずると認められる場合は、業務支援者として登録退職職員を活用することを検討されたい。</p> <p>また、義務教育の学校現場では、教員の疾病等に伴う短期補充の臨時的任用教員の確保に苦慮している地域があるので、再任用名簿に登録されていない退職教員であっても、臨時的任用に意欲のある適任者については、採用することを検討されたい。</p>	<p>(人事課)</p> <p>職員の育児休業については、当該育児休業に係る請求期間が9月以上の場合には任期付職員を採用することとし、9月未満の場合には臨時職員等を配置することとしている。</p> <p>また、職員の長期私傷病休暇等により業務に著しい支障が生じる場合には臨時職員等により対応しているところである。</p> <p>県においてもいわゆる「団塊の世代」の大量退職が見込まれるが、指摘事項にあるように県行政の運営について支障がないようこれらの職員の活用について、今後検討していきたい。</p> <p>(義務教育課)</p> <p>教員の疾病等に伴う短期補充の臨時的任用教員の確保が困難な場合には、再任用名簿に登録されていない退職教員であっても、希望があり、要件を充たしていれば、再任用名簿に追加登録し、採用できるように改善する。</p>
<p>2 部活動に対するボランティア制度の導入について</p> <p>高等学校等の運動部活動において専門的な技術指導力を備えた指導者が校内にいない場合に、外部の指導者を派遣する運動部活動外部指導者派遣事業が一部の学校現場で実施されているが、多くの学校では教員が運動部活動を指導しており、平日の放課後はもとより週休日にも部活動の指導をしている実態があることから、教員に大きな負担となっていると思われる。</p> <p>については、団塊世代の大量退職時代を迎えることから、退職後間もない民間人や公務員等で、部活動や学校教育に理解があり意欲的でボランティア精神のある人材を、学校管理下における運動部活動の指導者として積極的に委嘱するなど、部活指導に対するボランティア制度の導入</p>	<p>(保健体育課)</p> <p>運動部活動の専門的指導者が不足している学校に対し、地域における優秀な指導者を派遣する「運動部活動外部指導者派遣事業」を実施しており、平成18年度は中・高合わせて100名を委嘱している。</p> <p>また、「運動部活動等における外部指導者の発掘・養成・活用の促進に関する調査研究事業」を実施し、高等学校体育連盟などの推薦により外部指導者リストを作成するとともに、外部指導者と学校の連携の在り方など外部指導者の効果的な活用の方法について調査研究を行っている。</p> <p>今後は、この研究結果も踏まえて、外部指導者の活用を促進するとともに、ボランティア精神のある地域の有能な人材を運動部活動指導に活用する方法についても検討していく。</p>

について検討されたい。

3 公有財産の適正な管理について

(1) 公有財産の適正な管理について

公有財産を適正に取得、管理、処分するために、公有財産の取得、管理、処分に関する規則（以下「規則」という。）第65条の規定に基づき「県有地境界確認事務取扱要領」、「公有財産台帳調製要領」、「公有財産台帳附属図面調製要領」等が定められ、それぞれ具体的な事務処理手続等が規定されている。

公有財産の適正な管理及び有効活用等については、これまでも定期監査等で改善を求めたところであるが、今年度の定期監査において、各財産部局における公有財産台帳の記載状況や登記処理状況、境界確認協議書、附属図面の整備、保管状況等を調査したところ、これらが不十分な財産部局が多数あった。

については、管財課は、各部主管課、財産部局を十分に指導するとともに、各部主管課は、財産部局を指導、調整し、公有財産の実態把握に努め、未登記処理案件の解消や附属図面等の作成、公有財産台帳の記帳整理など整備を急ぐ公有財産から計画的に改善措置を講じられるように取り組まれない。

(2) 教育財産に係る公有財産台帳の適正な管理について

県には多数の教育財産があるが、公有財産台帳に関する事務の分掌規定が不明瞭であり、財

（知事部局各部主管課、管財課）

(1) 管財課が主催する研修に参加するなどして、公有財産の管理について、適切な事務処理を行うよう努める。

（政策企画監室、総務課、地域政策課、環境生活総務課、農林水産総務課、商工政策課、出納局）
管財課と協議の上、部内各財産部局の指導・調整を行い、公有財産の適正な管理を行うよう努める。

（土木総務課）

財産管理研修会を通じ、公有財産規則や運用通達に基づき、管理事務を適切に執行するよう指導するとともに、附属図面等については、新たに取得する財産や、今後処分が見込まれる財産から、計画的に整備するよう併せて指導したい。

また、管財課所管財産については、処分可能な財産から整備したい。

（管財課）

（教育庁総務課）

教育庁内の財産部局に対し、管財課が行う財産管理研修会への参加を促すとともに、公有財産規則等に基づき、管理事務を適切に執行するよう指導した。また附属図面等については、計画的に整備するよう併せて指導した。

また、公有財産台帳の記載整理については、今年度から教育施設課が「公有財産管理システム」を導入したところである。

（警察本部）

警察本部が管理する公有財産は、全て登記済である。

附属図面等に関しては、財産部局の実態把握を行い、警察本部保管の図面等の写しを財産部局長へ送付し、整備を行った。また、財産台帳に関しては、会計実地監査の際に適正に記帳整理されているか確認を行っている。

（教育施設課）

(2) 公有財産台帳の調製を適正かつ効率的に行うために、管財課の公有財産管理システムを基本とした教育庁の公有財産管理システムを平成

産の取得、処分等の異動が生じた際には、台帳の正本は教育施設課で、副本は各県立高校等で別個に調製されるなど一元的な処理がされていない上に、各台帳の調製が手書き処理されていることもあり、事務処理が効率的とはいえない状況にある。

知事部局の公有財産は、管財課の公有財産管理システムにより、パソコンで一元的に管理され、各財産部局における財産の異動に伴う台帳の調製が効率・効果的に行われているが、教育庁では、こうしたシステムは整備されていない。

については、教育施設課は、公有財産台帳の調製を適正かつ効率的に行うために、公有財産管理システムの整備について検討されたい。

18年度に導入したところである。

4 入札参加資格等への政策課題要件の反映について

本県の特性を活かしながら持続的に発展できる社会を実現するためには、県政の政策課題への取組に、県民や企業等の積極的な参加・協力を呼びかけ、協働、連携を一層推進する必要がある。

については、企業の子育て支援や環境対策支援、地域貢献等の県政の政策課題に積極的に参加、協力した企業については、公共事業の入札参加資格の格付けや指名業者選定の際の有効ポイントとして、その貢献度を追加することについて検討されたい。

(農林水産総務課)

土木部で行う、平成 19・20 年度の島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査において、優れた技術力と社会性を兼ね備えた企業を評価するという観点から、地域貢献活動や子育て支援等に積極的な企業に対する特別点(主観点)の加点をすることとされたところである。

(土木総務課)

平成 19・20 年度の島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査においては、優れた技術力や社会性を兼ね備えた企業を評価する観点から工事成績に対する配点を高くするとともに、地域貢献活動や子育て支援等に積極的な企業に対する特別点(主観点)の加点をすることとしたところである。

内容としては、従前からのISO取得者加点と障害者雇用の加減点を引き続き実施するとともに、新たに道路や河川等の美化活動・除雪業務・災害対応等のボランティアや地元貢献活動の実施状況に対する加点、また、子育て支援活動項目として、次世代育成支援対策推進法に基づいた「一般事業主行動計画」の策定状況についての加減点を追加したところである。

(教育施設課)

当課で発注している工事は、島根県教育委員会建設工事入札参加者選定要領により島根県建設工事等入札参加資格者名簿を適用している。

	<p>県では、平成 19・20 年度の島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査において、優れた技術力や社会性を兼ね備えた企業を評価する観点から工事成績に対する配点を高くするとともに、地域貢献活動や子育て支援等に積極的な企業に対する特別点が加点されることになっており、今後は指名業者の選定に政策課題要件が反映されることとなる。</p> <p>(警察本部)</p> <p>土木部では、平成 19・20 年度の島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査において、優れた技術力や社会性を兼ね備えた企業を評価する観点から工事成績に対する配点を高くするとともに、地域貢献活動や子育て支援等に積極的な企業に対する特別点が加点されることとなった。</p> <p>警察本部で執行する建築工事の競争入札を行う場合には、島根県建設工事入札参加資格者名簿を適用しており、来年度から反映されることになる。</p>
<p>5 会食を伴う懇談会の適正な執行について</p> <p>会食を伴う懇談会の執行に当たっては、公費であることを自覚の上、適正な執行に努めるよう、平成 7 年 8 月及び同 12 月に総務部長から依命通達等がなされている。</p> <p>依命通達では、「会食を伴う懇談会の執行基準」が定められ、県側出席者の範囲や料理単価等で執行基準によりがたい場合には、理由を付して部長までの決裁を受けることとされている。</p> <p>また、平成 10 年 10 月には人事課から「食糧費に係る執行基準についての Q & A」の一部改正が通知され、その中で、「基準外執行の具体的な取扱いについて」具体的に定められているところである。</p> <p>しかしながら、「執行基準によりがたい場合の諸手続」が遵守されていない事例が見受けられた。については、各部主管課及び人事課は、会食を伴う懇談会の執行の現状を的確に把握の上、適正な執行が行われるよう指導されたい。</p>	<p>(知事部局各部主管課、人事課)</p> <p>執行手続について指摘のあった機関に対しては、平成 7 年 8 月 11 日付け人発第 154 号の通知、平成 7 年 12 月 27 日付け人発第 268 号の依命通達その他食糧費の執行に係る人事課からの通知を遵守し、会食を伴う懇談会の適正な執行を行うよう指導する。</p> <p>(総務課、健康福祉総務課)</p> <p>左記の意見のような事例はない。今後も、依命通達、その他食糧費の執行に係る人事課からの通知を遵守し、会食を伴う懇談会の適正な執行を行うよう指導する。</p> <p>(政策企画監室、環境生活総務課、農林水産総務課、商工政策課、土木総務課、出納局)</p> <p>執行手続について指摘のあった機関への指導はもとより、今後も各所属において、会食を伴う懇談会の適正な執行が行われるよう、食糧費に関する執行基準の取扱い等通知の遵守について各部主管課を通じて徹底を図っていききたい。</p> <p>(人事課)</p> <p>(教育庁総務課)</p>

	<p>「食糧費に係る執行基準についてのQ & A」を関係機関に改めて周知し、適正な執行が行われるように指導した。</p> <p>(警察本部)</p> <p>警察本部では、平成7年12月総務部長の依命通達で示された「会食を伴う懇談会の執行基準」に則して執行しており、今後も適正な執行に努める。</p>
<p>6 島根県総合美術展（県展）の適切な運営について</p> <p>島根県総合美術展（以下「県展」という。）の開催に当たって、県は、これまで会場の提供やチラシの作成、各委員等（県展運営委員、県展審査員、展示指導者）に対する謝金や費用弁償の支払等を行い、一方で文化団体連合会を構成する関係団体は、県展出品者からの出品料の徴収や、各委員等の推薦及び派遣等を行っているが、県と文化団体連合会との役割分担、経費負担区分等の根拠が不明瞭なまま、県展が運営されている。</p> <p>ついては、県は、県展の一層の発展を図るため、県展運営における県と文化団体連合会との役割分担を明確にした上で、開催方法及び開催に係る収入及び支出の取扱いについて、文化団体連合会と協議して、県展運営の透明性、妥当性の確保に努められたい。</p>	<p>(文化国際課)</p> <p>平成19年度以降の県展開催に当たっては、県展運営における役割分担を明確化する必要があることを、平成19年1月17日に開催した県展運営委員会において、文化団体連合会加盟の各美術団体に説明しており、現在、開催方法及び収入・支出の取扱いについて、その具体的な方法を各美術団体と協議中である。</p>
<p>7 広範な会計事務に精通した専門スタッフの配置について</p> <p>自治体財政の透明性を高め、健全な自治体経営を行うためには、公会計部門の強化が課題となっており、全国の一部の自治体にあっては、公会計制度や調達制度の見直し、整備が図られる一方で、予算管理やコストの分析、政策評価、財務諸表・年次報告書の作成、調達・契約、内部監査など、広範な会計事務に精通した人材の育成、配置が検討されている。</p> <p>ついては、本県の財政の透明性を高め、健全経営を行うため、出納部門の責任と権限を強化するとともに、外部からの人材導入も含め、会計事務に精通した専門スタッフの育成、配置を検討されたい。</p>	<p>(人事課、出納局)</p> <p>公正かつ透明な県政運営の基本となる会計事務の適正を確保するため、今後とも法令等を遵守し、より効果的・効率的に会計事務を行う意識の徹底を図るとともに、適正かつ効率的な会計事務を確保し、職員のスキルアップを図るために会計事務に携わる職員の研修の充実に努めるなど会計事務に精通した専門スタッフの育成・配置を図っていききたい。</p> <p>なお、複式簿記の考え方などを導入した新しい公会計の在り方については、国の新地方公会計制度研究会において研究報告書が取りまとめられ、検討が行われているところである。</p>

8 長期継続契約の適切な取扱いについて

平成 16 年度の地方自治法及び同施行令の改正を受けて、長期継続契約の対象範囲が広がり、本県でも関係条例の制定、会計規則の改正等により、印刷複写機等の借入契約等、新たに 5 つの分野で長期継続契約が可能となった。

出納局からの積極的な指導もあり、各所属では、物品の賃貸借契約等に際して、長期継続契約制度の活用が図られている。

しかし、各所属における長期継続契約には、「長期継続契約を締結する場合は、予算の範囲内において給付を受けるという解除権」を留保した根幹となる条項が付されていないもの、金額随意契約できる限度額を超えた金額で契約していたもの、契約書における各年度毎の賃借料を年額表示とすべきものを月額表示しているもの、既存の物品賃貸借契約で、賃貸借の実質契約期間が満了しないままに誤って長期継続契約に切り替えたものなど、法令等に反した事例が多数見受けられた。

については、長期継続契約を適切に行うために次の事項について、早急に取り組みたい。

長期継続契約の取扱上の留意事項について、会計規則の運用通知等に適切に記載すること。

長期継続契約の対象となる契約の範囲の事項ごとに標準契約書を定めるとともに、会計事務職員研修等を通じて、長期継続契約の取扱いに対する指導を徹底すること。

(出納局)

施行通知中の該当箇所について、改正を行った。

また、長期継続契約に関する取扱上の留意事項については、質疑応答集に追加することとする。

標準契約書に長期継続契約に係る条項の追加を行った。

また、会計事務職員研修等を通じて各所属に対する指導を徹底する考えである。

9 産業廃棄物の適正処理について

産業廃棄物の処理を委託する際には、許可業者へ処理委託しなければならないことや、その際には書面で委託契約を結ぶこと、契約書面へ記載しなければならない事項が定められていることなど、産業廃棄物を適正に処理するための諸規定が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に細かく定められている。

しかしながら所属の中には、廃棄物処理法について、十分に理解されないままに無免許の業者へ

(廃棄物対策課)

委託するなど、不適切な処理がされた事例が見受けられた。

については、各所属が排出事業者として産業廃棄物の処理を委託する場合に、廃棄物処理法を十分に理解した上で適切に行うため、次の事項について、早急に取り組まれない。

各所属における産業廃棄物の委託処理が適正に実施されているか、実態把握をすること。

産業廃棄物処理の手引きの周知を図るとともに、指導を徹底すること。

標準的な仕様書や委託処理経費の積算、設計書を作成すること。

標準契約書の作成をすること。

研修を実施すること。

産業廃棄物処理委託契約に係る会計事務処理上の留意事項を会計規則運用通知で規定すること。

廃棄物の委託処理に当たって留意すべき事項等について各所属長あて通知し、適正処理の徹底を図る。(平成 19 年 1 月 29 日付け廃第 862 号「廃棄物の適正処理の徹底について」)

チームウェアの掲示板(「001:全庁」-「11:各種一覧」)に掲載し全職員が利用可能とした。(平成 18 年 9 月 15 日実施済み。)

また、平成 18 年度会計事務職員実務研修(2 月実施)において周知を図った。

仕様書や委託処理経費の積算等の作成については、「産業廃棄物の処理の手引き」や「廃棄物の適正処理の徹底について」(平成 19 年 1 月 29 日付け廃第 862 号)をもとに作成するよう、会計事務職員実務研修等で周知を図る。

標準契約書を定めるとともに、委託契約にあたっての留意事項について、各所属長あて通知した。(平成 19 年 1 月 29 日付け廃第 865 号「産業廃棄物処理委託に係る標準契約書の制定について」)

平成 18 年度会計事務職員実務研修(2 月実施)において実施した。

(廃棄物対策課、出納局)

出納局会計課において対応予定である。

(廃棄物対策課)

運用通知第68条関係に標準契約書を列記する。

(出納局)

10 福祉事務所のあり方について

市町村合併による県の福祉事務所業務の縮小に伴い、平成 17 年度の組織改正において、福祉事務所が隠岐、東部、西部の 3 事務所に再編、統合されたところである。

それぞれの事務所の現在の所管区域は、隠岐福祉事務所が隠岐郡内の 4 町村、東部福祉事務所が

(人事課、健康福祉総務課)

保健・福祉に関する住民サービスについては、地方分権の進展や住民サービスの多様化などに伴い、住民に身近な市町村での提供が求められていることから、県では、生活保護等のサービスについて、市と同様、町村においても一元的に提供できるように、町村による福祉事務所の設置に向けた

東出雲町、奥出雲町及び斐川町の3町、西部福祉事務所が邑智郡内の3町及び鹿足郡内の2町となっている。

しかし、これらの事務所のうち、東部福祉事務所は雲南市に、西部福祉事務所は浜田市に各々所在し、当該所在位置には所管自治体は存在していない。

このため、東部福祉事務所では、雲南市から遠方の3町へ出張して業務を行っており、また、西部福祉事務所では、川本町駐在及び益田市駐在を置き、日常の業務は実施しているものの、重要な決裁、所内会議等にはそれぞれの駐在地から遠方の浜田市まで出張している状態であり、効率的な業務運営を行う上で、支障が生じている。

また、行政サービスを受ける住民にとっても、事務所が遠方にあることから、相談や手続きなどが迅速で十分な状況であるとは言い難いものとなっている。

こうした中で、平成18年度から、飯南町においては、県福祉業務が移管されている。

については、県内の県福祉事務所の所管町村の多くが飛び地状態になっている現在、住民への福祉サービスの向上や事務処理の効率化を図るため、積極的に福祉事務所の町村移管を進められたい。

なお、町村移管ができない当分の間については、所管区域の町村に県職員を派遣し、町村職員との連携を図りながら業務を遂行するなど、町村移管のための環境づくりに努められたい。

取組を進めている。

福祉事務所を設置する予定の町村に対しては、人的支援、技術的・専門的助言など、積極的に支援を行うとともに、他の町村についても、引き続き、福祉事務所設置に向けた働きかけを行っていく予定である。

< 町村福祉事務所設置の状況 >

H 18.4 設置 : 飯南町

H 19.4 設置予定 : 東出雲町、奥出雲町、
隠岐郡各町村

11 旅費の取扱等について

3泊4日の旅行の際、中2日の旅行目的地での交通費を要する移動がない日についても、支給すべきでない日当が支給されていた事例が受けられた。

この要因としては、日当の取扱いについて、質疑応答等により事務処理の参考となる考え方が示されているものの、明確な取扱基準や処理手続きが定められていないことによるものと考えられる。

については、日当についての明確な取扱基準を定めるとともに、旅行目的地で船車賃等の諸雑

(人事課)

支給すべきでない日当が支給された事例が発生した理由として、取扱い基準を定めていないことも考えられるが、主に処理手続きを定めていないこと及び現行の旅行命令簿の様式では日当の支給が必要な用務であるかが不明確であることによると思われる。

そのため、旅行命令簿に目的地における船車賃等の諸雑費の要、不要について旅行者が明記するとともに所属長及び旅費支給担当者が確認できる記載様式に改正することを検討する。

<p>費を支払い、旅行後に日当を請求する者については、所属長の確認を受けるなどの処理手続きを明確にされたい。</p> <p>また、現行の旅行命令簿では、日当支給を判断するための要件である「旅行目的地での船車賃等の諸雑費を要する移動」であるか否かの確認ができず、旅費の代理請求者が旅行者本人にその内容を確認しなければ判断できない状況にあるので、書類上で日当支給の判断が可能となるような旅行命令簿の様式に改正されたい。</p>	
<p>12 高校生献血サマースクール事業について</p> <p>高校生献血サマースクール事業は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づく「平成 17 年度島根県献血推進計画」により、血液製剤の重要性及び献血の正しい知識の普及を図ることを目的に県内東部、西部の高校各 1 校を対象として実施されている。</p> <p>この事業は、参加予定人数を 1 会場当たり 30 人程度として実施されているが、ここ数年は、1 会場当たりの参加者が 5 ～ 6 人であり、事業の成果が上がっているとは言い難い状況となっている。</p> <p>ついては、経済性、有効性、効率性の観点から、この事業のあり方について抜本的に見直されたい。</p>	<p>(薬事衛生課)</p> <p>本県の血液事業においては、近年の少子高齢化の進展に伴う献血者数の減少及び若年層の献血離れ等があり、血液製剤の原料血液を確保する必要から、献血に関する正しい知識の普及、安定的な献血者数の確保を目的に、高校生を中心に献血に関する啓発事業に力を入れてきたところである。</p> <p>今後、関係機関との連携を図りながら、高校生に対する啓発事業を行う上での課題や手法についての調査を行い、高校生を中心にした新たな啓発事業について、検討することとしている。</p>
<p>企業会計</p> <p>1 病院事業の運営について</p> <p>(1) 中央病院</p> <p>1) 「島根県立中央病院第 2 次経営健全化プラン」への取組について</p> <p>中期的な病院経営の方針を定めた「島根県立中央病院第 2 次経営健全化推進プラン（平成 17 年度～平成 21 年度）」が、平成 17 年 9 月に策定された。</p> <p>このプランには、病院が果たす基本的役割、自立した運営体制の確立、経営基盤の強化等の目標が設定されている。</p> <p>今後とも、院長をはじめ職員は、目標の達成に向けて一層努力されたい。</p>	<p>(中央病院)</p> <p>1) 「島根県立中央病院第 2 次経営健全化推進プラン（平成 17 年度～平成 21 年度）」における推進項目（46 項目）については、各項目の実施主体部門を中心として病院全体で取り組んでまいりました。</p> <p>昨年度末には、各項目の進捗状況の把握と評価を行ったところであり、本年度についても、平成 19 年 3 月までに進捗状況を取りまとめ、今後の取り組みに活かすとともに、来年度に向けては、病院事業中期計画アクションプランとして策定する予定です。</p> <p>今後とも、このアクションプランに基づき、各項目の計画推進に努め、目標達成に向け引</p>

2) 職員宿舎の整備について

中央病院の医師等宿舎は、院長宿舎外7宿舎・101戸であるが、これらの宿舎の多くは、築後30数年が経過し老朽化が進んでいることから、民間賃貸住宅の利用が増え、宿舎の入居率は低い状況にある。

優秀な医師や看護師等の人材確保にとって、良質な宿舎の提供は、極めて重要であることから、民間賃貸住宅等の借上げを含め宿舎の整備のあり方について関係機関と一体となって早急に検討されたい。

3) 職員宿舎跡地の活用について

街北宿舎1跡地(370.21㎡)、街北宿舎2跡地(675.63㎡)、三京宿舎跡地(439.27㎡)は、平成15年3月、老朽化や道路拡幅のために宿舎を取り壊して以来、未利用のままであるので、用地の売却を含めその活用方法を検討されたい。

引き続き努力してまいります。

2) ご指摘のとおり、宿舎の整備は医師確保のために極めて重要な要素の一つと認識しております。

したがって、当面、医師宿舎について、平成19年度、平成20年度に各1棟整備するよう計画しております。

3) 職員宿舎跡地については、次のとおり検討してまいります。

・街北宿舎1跡地

平成17年度及び平成18年度(予定価格を見直し)に競売を実施しましたが、応札者がありませんでした。

平成19年度は、さらなる予定価格の見直しを行うとともに、広報の充実を図り、売却するよう努めます。

・街北宿舎2跡地

隣接する土地には、まだ入居者がいる宿舎があるため、退去され次第に売却をする予定です。

・三京宿舎跡地

隣接する一般会計所有の土地と併せて売却するよう検討中です。

(2) 湖陵病院

1) 「島根県立湖陵病院第2次経営健全化推進プラン」への取組について

中期的な病院経営の方針を定めた「島根県立湖陵病院第2次経営健全化推進プラン(平成17年度～平成21年度)」が、平成17年8月に策定された。

このプランには、医療の質の向上、経営基盤の強化等の目標が設定されている。

今後とも、院長をはじめ職員は、目標の達成に向けて一層努力されたい。

(湖陵病院)

1) 平成17年8月に策定した「島根県立湖陵病院第2次経営健全化推進プラン」では、具体的取組項目や数値目標を設定し医療の質の向上や経営基盤の強化などを図ってきました。

本プランにおける具体的な取組項目については、前年度の実績を評価し、年度毎に各項目における数値目標、活動計画を決定することとしています。

平成17年度には「精神科急性期治療病棟入院料1」の取得、平成18年度には「栄養管理実施加算」の取得など目標を達成することが

2) 新たな職員配置計画・資金収支計画の早期策定について

上記プランの具体的な取組項目の目標を達成するために、新病院における新たな職員配置計画を早急に策定し、計画的に適正配置をされたい。

また、新病院整備に係る起債の償還や職員の年齢構成による退職金の増加なども想定されているため、中期的な資金収支計画を早急に策定されたい。

3) 退院者の再入院防止と生活支援について

退院者の病状の安定と回復のために、訪問看護指導、医療相談、デイケア・サービス機能を活用して再入院の防止に努めるとともに、生活上の問題については、市町村や地域生活支援センター等地域の関係機関と連携して支援されたい。

4) PFI事業者に対する指導について

施設・設備維持管理業務、保安警備業務、患者搬送業務など多くの業務については、平成20年2月の開院時から15年間にわたりP

できました。

今後もこのプランの目標達成に向け努力してまいります。

2) 職員配置計画については、新病院の組織、病棟構成、職員配置基準等に基づいた計画を平成18年10月に策定しました。

平成20年2月の開院を控え、平成19年度からは、資格免許職の正規職員を確保するなど円滑な移行に資することとしています。

資金収支計画については、平成18年度末に策定した「病院事業中期計画」に盛り込みました。

中期計画において、平成22年度までに単年度資金収支が均衡することを目標に経営健全化の取組を進めてまいります。

3) 平成17年度から従来の「リハビリテーション科」「デイケア科」「医療相談科」を統合して「総合リハビリテーション室」として、リハビリ部門の体制を強化し充実した支援体制を構築しています。

入院者に対しては、早期退院、早期社会復帰をめざした治療計画を基に作業療法や退院前訪問あるいはケースカンファレンスや本人・家族・地域関係者等を交えての支援会議を行っています。

退院後の通院者に対しては、再発、再入院防止の取組として、面接・電話相談や訪問看護指導あるいはデイケアや外来作業療法を行っています。

地域生活支援や就労支援についても市町村・保健所等の行政機関や地域活動支援センター・授産施設等の関係機関と連携をとって支援会議や連絡会議を開催して支援を行っています。

今後も社会資源を有効に活用して、より効率的で効果的な支援活動を展開してまいります。

4) PFIによる施設維持管理業務等については、PFI事業契約において、患者等の安全を最優先とし、危険防止のための適切な措置を講じて実施するよう定めています。

ＦＩ事業者が行うこととなったところである。

これらの業務を行うにあたっては、安全性の確保はもとより、人権やプライバシーについて配慮するようＰＦＩ事業者に対し十分指導されたい。

５）中央病院との薬品・医療材料等の共同購入について

コスト削減の一方法として、中央病院と薬品や医療材料などについて、共同購入の可能性について検討されたい。

また、患者等の人権やプライバシーの配慮については、ＰＦＩ事業者はもとより請負事業者及び受託事業者に対し患者等のプライバシーの保護と個人情報の秘密保持義務を課するとともに、これを確実なものにするために、ＰＦＩ事業者に事業に従事する職員に対する精神疾患患者の特性や患者のプライバシー保護の必要性等に関する教育研修の実施を義務づけています。

当院においても、ＰＦＩによる施設維持管理業務等の実施に当たって、安全性の確保と患者等の人権やプライバシーの配慮に遺漏がないよう適切に指導を行ってまいります。

５）中央病院と湖陵病院では、取扱品目や規模などに違いがあるため、共同購入によるスケールメリットをただちに得ることは困難と考えますが、事務の効率化等の観点も踏まえ、可能な品目から実施に向けて検討してまいります。

（３）病院全事業

１）「病院事業中期計画」（仮称）の策定について

本県においては、厳しい財政状況を踏まえ、「総人件費の抑制」や「地方機関等の見直し」、「地方公営企業等の取り組み」等について、平成 21 年度を目標とする「県行政に関する集中改革プラン」を平成 18 年 2 月に策定し改革に取り組んでいる。

地方公営企業である病院の取組として、今後の県立病院のあり方を含め、「定員・給与の適正化」、「経営健全化の取り組み」等について、「病院事業中期計画」（仮称）を、平成 18 年度中に策定することとしている。

この中期計画策定にあたっては、「病院機能の充実・強化」、「定員管理及び給与適正化の目標」、「年度ごとの収支計画」等について、検討を進めるとともに、自立した運営体制の確立に努めるため、「公営企業法の全部適用」についても検討されたい。

２）医療費の個人負担分の未収金対策について

（医療対策課）

１）平成 19 年 3 月に、中期的な視点から県立病院が今後進むべき方向性を明確にするために、医療機能の充実、新たな経営目標を踏まえた経営の健全化、定員管理、収支計画などを盛り込んだ平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 年間を計画年度とする、「病院事業中期計画」を策定したところです。

また、県立病院の運営体制については、病院を取り巻く厳しい環境のもとで、県立病院としての役割・使命を果たしながら、良質な医療サービスを将来にわたって、県民に安定的に提供していくため、平成 19 年 4 月 1 日から地方公営企業法の全部適用に移行し、病院運営の実質的な責任者となる病院事業管理者を置くとともに、新たに健康福祉部から独立した病院局を設置することとしました。

２）中央病院においては、平成 18 年 8 月及び

医療費の個人負担分未収金は、1年以上経過したものが昨年度末に比較し 21 百万円余増加して、両病院で 98 百万円余と多額になっている。

未収金は不況の影響や医療費の自己負担率の引き上げ等により、今後とも増えることが懸念される。一方、公立病院の未収金の時効は、私立病院と同じ3年とする最高裁の判決が下され、早急な対応が必要となっている。ついては、自宅訪問による督促を一層強化するとともに、支払督促や差押えの申立てなど法的手段についても十分検討されたい。

また、未収金の発生防止にも効果があり、休日・夜間でも支払ができ利用者の利便性が高いクレジットカードによる医療費納入など、先進地の事例についても関係機関で検討されたい。

3) 財務規則の改正について

病院の財務処理や資産管理で使用する文書の様式については、「島根県立病院事業財務

9 月を未収金対策強化月間とし、延べ 169 名を対象に訪問徴収を実施するとともに、それ以外の未納者に対して（分割納付者を除く。）一斉文書催告を実施しました。

また、11 月には再度一斉文書催告を実施し、それでも納付意思が確認できない者に対しては、法的手段を検討してまいります。

なお、クレジットカードによる医療費の支払いについては、患者サービス向上の観点から平成 19 年度から導入することとしています。

湖陵病院においては、精神疾患特有の病状から長期入院患者が少なからずありますが、入院費も一旦未納となると長期化する傾向にあり、その結果一部の患者において多額の未収金が発生し、それらが滞納額の多くを占める状況にあります。

未収金の徴収については、多額滞納者の対応を中心に定期的に検討し徴収を行っています。未収金が多額となった患者については、患者・家族の来院時や自宅を訪問しての面談を行い、返済計画についての話し合いを行っています。

なお、患者及び家族への督促行為が診療予約のキャンセルなど治療にも影響するなど精神病院における債権回収の困難さもあり、その様な点も考慮して対応しているところです。

また、個別に滞納者との交渉を重ねる中で、悪質なケース等があれば、法的手段の適用についても検討する必要があると考えています。

クレジットカードの導入については、湖陵病院の滞納の特性（長期の入院により債務が多額化すること）や患者ニーズが少ないことなど導入にあたっては、そのメリットなどを慎重に見極める必要があると考えています。

3) 電算化の推進により、財務規則に定められている様式と運用上使用している様式が異なっているケースがありましたので、病院事業

規則」(以下「財務規則」という。)で定められている。

しかし、実態は財務処理や資産管理の電算化が急速に進み、「未収金管理票」、「貯藏品入(出)庫伝票」、「たな卸表」など財務規則と異なる様式が使用されている。

については、財務規則の様式と実際に使用している様式との整合性を図り財務規則を改正されたい。

4) 会費及び会費的負担金の見直しについて

団体等に継続して支出する会費及び会費的負担金については、会費等に見合う反対給付の内容が乏しくなってきたものや、活動内容が形式的になってきたものなど、団体加入の必要性が薄れてきているものが見受けられる。

今後の負担にあたっては、加入の必要性及び負担額の妥当性等について十分検討されたい。

を地方公営企業の全部適用に移行することに伴い、現行の財務規則を廃止し、新たに制定した「島根県病院局財務規程」では、実際に使用している様式との整合性を図りました。

4) 団体等の会費負担については、加入の必要性及び負担額の妥当性を検討しながら予算執行を行ってまいります。

さらに、今後、新規に負担を求められるようなケースについても同様の検討を行い、適正な会費負担に努めてまいります。

また、検討に当たっては、病院独自に判断することを基本としつつ、病院固有の事情によらない負担金の支出もあることから、県全体又は他所属の動向にも注視してまいります。

なお、中央病院においては、平成18年度から2団体、平成19年度から3団体について、退会することとしております。

2 電気事業の運営について

1) 隠岐大峯山風力発電所の運転稼働日数の確保について

平成16年2月から運転を開始した隠岐大峯山風力発電所の供給電力量は、目標電力量に対し、70.1%で前年度に比して5ポイント上昇しているが、営業収支の状況を見ると、損失が31,942千円となり、平成16年度の損失16,158千円より増加している。この要因は平成17年度冬季の落雷事故により修繕工事を行ったためである。

今後は、避雷などの予防対策を十分に実施し、運転稼働日数の確保や経費削減に努められたい。

2) 江津高野山風力発電所の収支計画の策定について

江津高野山風力発電所の整備については、

(企業局)

1) 隠岐大峯山風力発電所の稼働率低下の原因となった落雷については、平成19年1月に避雷塔を設置し、避雷予防対策の強化を図ったところである。

今後とも、運転稼働日数の確保をはじめ効率的な運転に努めていく。

2) 江津高野山風力発電所建設事業は、平成17年度から平成20年度までの工期で総事業費64

<p>平成 20 年 4 月に定格出力 2 万 700kW での営業運転を目指し、平成 17 年度から開始した。</p> <p>この発電設備はドイツ製を予定していることから、為替レートの変動による調達コストが増加するなど事業費の増が見込まれるので、適切な収支計画を策定されたい。</p> <p>また、隠岐大峯山風力発電所の整備・運営を通じて得た貴重な経験を、事業展開に活かされたい。</p> <p>3) 水力発電所の計画的な改良等について</p> <p>大半の水力発電所が運転開始後 40 年～ 50 年経過していることから、より効率的な発電が可能となるよう改良(修繕)計画を策定し、年次的に改良等を実施されたい。</p>	<p>億円余、本年度2月には本体工事等を発注したところである。平成20年11月の営業運転を目指しており、長期的な収支のなかで採算性がとれる事業展開としていく。</p> <p>収支計画においては、営業期間は約17年間(耐用年数)とし、年次別損益計算上は、運転開始後3年目からは費用の増高により損失となるが、8年目以降は利益が発生し、約7億円余の累積利益を見込んでいる。</p> <p>また、施設整備・運営については、避雷対策や故障時の迅速な対応など隠岐大峯山風力発電所の経験を活かしていく。</p> <p>3) 現在の長期計画(10力年)を毎年見直しながら適切に修繕・改良工事を実施していく。</p>
<p>3 工業用水道事業の運営について</p> <p>1) 飯梨川工業用水道事業における需要拡大について</p> <p>飯梨川工業用水道事業は、景気低迷による企業の倒産や給水先の節水等により給水量が年々低下し、今後も契約水量の増加は期待できない状況にある。</p> <p>については、引き続き経費の抑制に努めるとともに、工業用水を使用する可能性のある企業・事業所の情報を収集し、PR活動等を効果的に実施することにより新たな需要拡大に努められたい。</p> <p>また、需要拡大に繋がるよう基本使用水量の小口化について、検討を進められたい。</p> <p>2) 江の川工業用水道事業の用水型企業の誘致等について</p> <p>江の川工業用水道事業については、事業開始以来、給水先は1企業に留まっていることから、豊富な工業用水や立地企業に対する補助制度をPRすることなどにより用水型企業の誘致に努めるとともに、用水の新たな有効活用策について検討されたい。</p> <p>3) 神戸川工業用水道建設事業の設備投資について</p> <p>神戸川工業用水道建設事業については、平</p>	<p>(企業局)</p> <p>1) 経費の抑制については、人件費など固定経費の節減に努める。需要拡大のための幅広い情報収集・PR活動を行うとともに、最小基本使用水量の変更などの検討を進める。</p> <p>2) 用水型企業の誘致については引き続き取り組んでいくが、昨今の全国的な企業立地の状況からして、当団地に大規模な用水型企業が進出する可能性は低いと考えられるので、用水の新たな有効活用策の検討を行っていく。</p> <p>3) 専用施設の着手にあたっては、将来の見通し、及び県のリスクを回避するための具体的な対応を事前に検討していく。</p>

成 23 年度に志津見ダムの供用開始を控えているが、専用施設の整備にあたっては、水需要の予測が立たない限り着手しないこととしている。

事業の着手にあたっては、出雲市や地元商工団体等と一体となって実態に見合った予測を行い、投資が過大とならないよう慎重に対応されたい。

4) 八戸川工業用水道建設事業の用水の活用策について

八戸川工業用水道建設事業については、県営八戸ダムに 23 万 m³の用水を確保し、江の川工業用水道事業に 5 万 m³、江の川水道事業に 2 万 7 千 m³の用水を利用しているが、残りの 15 万 3 千 m³については、利用されることがなく現在に至っている。

今後、この利用されていない用水の有効活用策について、県と一体となって検討されたい。

4) 利用されていない用水を有効に活用するという視点に立ち、県にとって最も適切な活用策について、関係課と協議を行っており、全県的な立場で取り組みたい。

4 水道事業の運営について

1) 飯梨川水道事業の施設改良と適正な供給単価の維持について

飯梨川水道事業については、施設の老朽化対策や耐震対策に多額の投資が必要とされているが、これらの事業の実施にあたっては、給水先市町と連携・調整を図りながら、適正な供給単価が維持できるよう努められたい。

2) 江の川水道事業における支出の抑制と新たな需要拡大について

江の川水道事業については、市の参画水量に対して使用水量が少ないことから供給単価が割高となっており、一般会計からの補助や電気事業会計からの借り入れにより供給単価の引き下げや平準化措置が行われている。

単価軽減のためには、経費節減等による支出の抑制に努めるとともに、引き続き関係市と連携を図り、簡易水道の上水道への切り替えを提案するなど新たな需要拡大に取り組まれたい。

(企業局)

1) 施設改良の必要性については、関係市町の理解を得たところである。

今後は、改良工事の計画的な執行が可能となるような料金算定方法の採用について、関係市町と調整を図り、適正な供給単価の設定に努める。

2) 経費節減については、物件費の削減を織り込んだ新料金を設定し、平成18年度に受水市と契約したところである。

また、これまでに発行した企業債について、高金利となっている一部の借換を行い、今後の支払利息の軽減を図った。

需要拡大については、江津市では平成 18 年度に有福簡易水道が上水へ振り替えられ 30 0m³ /日程度、また、平成18年12月にはごみ処理場の運用開始により 40m³ /日程度の需要増となった。

さらに、松平簡易水道においても上水への切替に向けて、今後、水道事業者において必要な工事が実施される予定となっている。

<p>3) 斐伊川水道建設事業の円滑な推進について</p> <p>斐伊川水道建設事業は、3市1町に最大日量 35,400 m³ (供給開始時は 21,000 m³) の水を給水するため、現在、宍道湖湖底管の設工事や第1調整池の建設が進められている。</p> <p>単価設定等にあたっては参画市町と十分に協議を行い、事業が円滑に推進できるよう努められたい。</p>	<p>3) 単価設定については、斐伊川水道事業が県東部地域における用水供給に果たす役割を考慮の上、あるべき姿を関係市町に対して提示し、理解を得ていく。</p>
<p>5 宅地造成事業の運営について</p> <p>1) 江島工業団地の分譲促進について</p> <p>江島工業団地については、売却の促進を図るため分譲単価の引き下げや分譲対象業種の拡大などの対策を講じているが、引き続き、知事部局、地元自治体と連携し、完売に向けて一層努力されたい。</p> <p>2) 江津地域拠点工業団地の売却促進について</p> <p>江津地域拠点工業団地については、用水型企業の受け皿としてPR活動等に取り組むほか、地元自治体等と誘致活動に努めているが売却に繋がっていない状況にある。</p> <p>今後、比較的小規模な敷地を必要とする企業のニーズに応えることができるよう、分譲区画の細分化や分譲対象業種の拡大について検討するなど売却の促進に努められたい。</p>	<p>(企業局)</p> <p>1) 平成18年度から分譲促進策を展開し、本年度には2件、約4,000m²を分譲した。引き続き、完売に向けた取組を行っていく。</p> <p>2) 平成19年度から分譲促進策として、誘致対象業種を製造業以外の他産業にも広げるとともに、割賦分譲制度も業種及び面積要件を緩和することによって、幅広い業種の進出を図っていく。併せて、最大区画のA区画の分割分譲も行って売却の促進を図っていく。</p> <p>また、土地貸付制度については、業種及び面積要件を緩和することによって、団地の土地利用を促進する。</p>
<p>6 企業局全事業</p> <p>1) 企業局経営計画の進行管理について</p> <p>10年後を見据えた公営企業の経営安定を図るための方針を定めた「企業局経営計画(平成18年度～平成22年度)」を、平成18年3月に策定した。</p> <p>この計画では、企業局が今後目指すべき「使命・ビジョン」を明確にし、5年後に達成すべき成果・目標を数値化するとともに、各事業ごとの損益計算書及び貸借対照表のシミュレーションを行っている。</p> <p>については、この成果・目標等について年度ごとに達成状況を検証・評価することによって、計画の進行管理の徹底を図られたい。</p> <p>2) 総費用の抑制について</p> <p>公営企業経営の健全化を推進するうえで、</p>	<p>(企業局)</p> <p>1) 経営計画では、各成果指標毎に達成すべき目標値を定めている。この目標達成に向けて、より具体的な実行計画である「アクションプログラム」を策定し、現在全職員一体となって取組を進めている。</p> <p>この取組では、年度ごとに目標の達成状況についての評価を行い、PDCAによる経営マネジメントを実行することで、計画の進行管理を図っていく。</p> <p>2) 人件費の抑制については、現業業務の見直しにより平成18年度にダム管理業務の一部嘱</p>

総費用の抑制は重要な課題である。

人件費の抑制については、これまで組織の統合による人員削減や業務手当の廃止に取り組んできたところであるが、今後も、事務事業の見直しや外部委託の推進等により職員定数の削減に努められたい。

経費の節減については、業務委託等で行われている随意契約を見直し、可能な限り競争入札を実施するなど、さらなるコスト削減に努められたい。

東部、西部事務所で個別に契約を行っているもので、スケールメリットを活かせるものについては契約の一本化を検討するなど、経費の節減に努められたい。

3) 低利かつ安定した資金調達等について

公営企業の健全な運営に資するため、低利かつ安定した資金を地方公共団体に融通する目的で設置された公営企業金融公庫が、国の行財政改革の一環として平成 20 年度に廃止されることとなった。

今後予定されている高野山風力発電所、志津見及び新浜田川発電所の整備や既存設備の大規模改良工事に係る財源については、大半を企業債の発行によって確保することとしている。

公営企業金融公庫の廃止後の資金調達については、低利かつ安定した資金が引き続き調達できるよう関係機関と連携し、国への要望等を行われたい。

また、この公庫から借り入れた企業債の未償還残高のうち、特に高利率な 7.0 % 以上のものをみると、電気事業会計が 6 件の 3,380 万円、水道事業会計が 8 件の 6 億 7,745 万円余となっていることから、これらの高利率で借入した企業債の繰上償還ができるよう国等へ働きかけられたい。

4) 会費及び会費的負担金の見直しについて

団体等に継続して支出する会費及び会費的負担金については、会費等に見合う反対給付の内容が乏しくなってきたものや、活動内容が形式的になってきたものなど、団体加入の

託化により1名減、平成19年度においては運転業務の廃止、水道管理業務及びダム管理業務の嘱託化により3名の減を行うこととしている。

また、内部管理経費については、平成18年度当初予算において10%、平成19年度当初予算においても、さらに5%のシ - リングを設定し、経費の抑制を図ったところである。さらに執行段階においても経費の抑制を図ることとしている。

3) 公営企業金融公庫の廃止後の資金調達については、低利かつ安定した資金が引き続き調達できるよう地方公営企業連絡協議会や知事部局とともに、国へ要望活動等を行った。その結果、地方公共団体が全額出資する共同法人「地方公営企業等金融機構」が設立され、長期かつ低利な資金を融通できる見通しである。同法案については、現在、通常国会で審議中である。

また、平成19年度地方財政対策において高金利の地方債の公債費負担の軽減対策とて、補償金なしの繰上償還の制度が創設されたため、この制度をできる限り活用することとし、平成19年度当初予算において、可能性のある全額を繰上償還し、金利の低い民間資金に借り換えるための予算を計上したところである。

4) 平成18年度に会費等の見直しを実施した結果、団体加入の必要性が薄れてきた3団体については、平成19年度に脱会を行うこととした。

必要性が薄れてきているものが見受けられる。

今後の負担にあたっては、加入の必要性及び負担額の妥当性等について十分検討されたい。